

石岡市地域防災計画(第6編 道路災害対策編)

第1章 災害予防計画

第1章 災害予防計画

道路災害の発生を予防するとともに、道路災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1節 石岡市の道路交通状況

1 市内の道路状況

表 6-1-1-1 道路状況（令和2年4月1日現在）

実延長 (m)	改良済延長 (m)	改良率 (%)	種類別道路延長 (m)		路面別道路延長 (m)		舗装率 (%)
			道路延長	橋梁延長	砂利道	舗装道	
1,975,665	754,604	38.2	1,972,573	3,092	777,917	1,197,749	60.6

2 市内の道路網

市の道路網は、国道6号(水戸街道)を中心に発達しており、これにより東京都と水戸市とに直接結節している。この国道6号線から、国府七丁目及び東石岡一丁目にて国道355号線が分岐し、笠間市とかすみがうら市とを結節している。市中心部と西部方面との結節は、主要地方道石岡筑西線により担われており、その他県道網が、市と周辺自治体とを結節している。市内の各地区内の連絡は、市道により担われており、国道・県道網とともに市内の道路網を形成している。

市域に係る有料道路は、常磐自動車道が存在する。常磐自動車道は、全国を結節する高速道路網の一環として市と国内の主要都市を結節する役割を果たし、石岡市の南に、千代田石岡IC、北に、石岡小美玉スマートICが位置している。

第1章 災害予防計画

第2節 道路交通の安全のための情報の充実

1 気象情報の伝達-----【石岡市(総務部), 道路管理者, 水戸地方気象台】

市及び道路管理者は、水戸地方気象台が発表する道路交通安全に係る気象等に関する情報を有効に利活用できるよう、体制を整えるものとする。

水戸地方気象台は、道路交通安全に係る気象、地象及び水象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を適時、的確に発表すると同時に、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制、施設及び設備の充実を図るものとする。

2 道路の異常に関する情報の収集・伝達-----【石岡市(都市建設部), 道路管理者】

市及び道路管理者は、道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備するものとし、異常が発見され、災害が発生する恐れがある場合に道路利用者にその情報を迅速に提供する体制の整備を図るものとする。

また、市は、県の交通情報提供体制に準じた情報の収集・提供体制を構築するよう努めるものとする。

第1章 災害予防計画

第3節 道路施設等の管理と整備

1 管理する施設の巡回及び点検-----【石岡市(都市建設部), 道路管理者】

市及び道路管理者は、道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に巡回を実施し、特に、大規模な地震、大雨及び洪水などの直後に、施設への影響を確認するため、巡回及び点検を実施するものとする。

2 安全性向上のための対策の実施-----【石岡市(都市建設部), 道路管理者】

市及び道路管理者は、安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

第1章 災害予防計画

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡-----【石岡市(都市建設部)，道路管理者】

市は，県その他道路管理者間において，情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際，夜間，休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

市は，迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ，発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を予め指定しておくなどの整備を推進するとともに，民間企業，報道機関及び住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

(2) 情報の分析整理-----【石岡市(総務部，都市建設部)】

市は，発災時に県の行う情報分析に協力できるよう体制を整えるものとする。

(3) 通信手段の確保-----【石岡市(都市建設部)，石岡市消防本部，道路管理者】

非常通信体制を含めた道路災害時における通信手段については，第2編震災対策編第1章第1節第4「情報通信ネットワークの整備」に準ずるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制-----【石岡市(各部)，道路管理者】

市及び道路管理者は，実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに，市の実情を踏まえ，必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成して，職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

また，災害発生直後における市民の避難等のための体制の整備に努めるほか，火災による被害の拡大を最小限とするため，初期消火体制の整備に努めるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制-----【石岡市(総務部)，茨城県，道路管理者，防災関係機関】

災害発生時には，防災関係機関相互の連携体制が重要であることから，市は，県や道路管理者等との間に，応急活動及び復旧活動に関し，相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

市においては，既に以下の協定を締結しており，今後は，より具体的，実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村間）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え-----【石岡市(福祉部)，石岡市消防本部】

災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの機関の実情に応じ、救助・救急活動要資材、車両の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動への備え-----【石岡市(都市建設部，子育て健康部)，茨城県，医療関連機関】

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、第2編震災対策編第1章第3節第4「医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

(3) 消火活動への備え-----【石岡市消防本部】

消防機関及び道路管理者等は、平常時より機関相互間の連携の強化を図るものとする。

4 緊急輸送活動への備え-----【石岡市(都市建設部)，道路管理者】

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

5 危険物等の流出時における防除活動への備え

-----【石岡市(都市建設部)，石岡警察署，道路管理者】

道路搬送途上における危険物や油等流出事故の備えについては、第7編危険物等災害対策編に定める予防対策を準用するものとする。

6 関係者等への的確な情報伝達活動への備え-----【石岡市(総務部)】

市は、事故災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制、施設及び設備の整備を図るものとする。

また、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制について予め計画するよう努めるものとする。

7 防災訓練の実施-----【石岡市(総務部), 石岡市消防本部】

大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、トンネル内事故、落盤事故、危険物や油等大量流出事故等あらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努めるものとする。

8 応急対策のための資機材等の整備, 備蓄-----【石岡市(都市建設部), 道路管理者】

市及び道路管理者は、大規模な事故災害が発生した場合の迅速な応急対策等に備えて、災害対策用資機材、物資の整備及び備蓄を図るとともに、特殊な資機材については、緊急に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努めるものとする。

9 災害復旧への備え-----【石岡市(都市建設部), 道路管理者】

市及び道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、予め重要な施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第1章 災害予防計画

第5節 防災知識の普及

- 1 防災知識の普及-----【石岡市(都市建設部), 道路管理者】
市及び道路管理者は, 道路利用者に対し, 災害時の対応等, 防災知識の普及を図るものとする。

第1章 災害予防計画

第6節 再発防止対策の実施

- 1 再発防止対策の実施-----【石岡市(都市建設部), 道路管理者】
市及び道路管理者は, 原因究明のための総合的な調査研究を行い, その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

石岡市地域防災計画(第6編 道路災害対策編)

第2章 災害応急対策計画

第2章 災害応急対策計画

道路災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、市及び関係機関・団体は、次の対策を講じるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

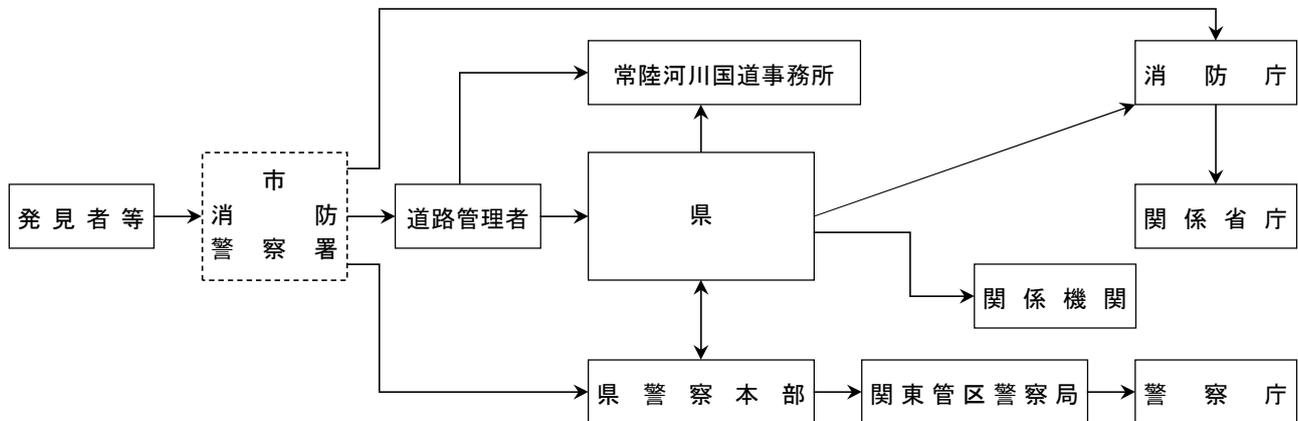
(1) 道路災害情報等の収集連絡

- ア 発見者の措置-----【発見者】
道路災害の発生を発見した者は、直ちに、その旨を市長、警察官、消防署員又は道路管理者に通報しなければならないものとする。
また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。
- イ 道路管理者の措置-----【石岡市(都市建設部)、道路管理者】
道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、又は発生する恐れがある場合は速やかに被害状況を国土交通省常陸河川国道事務所及び県に連絡するものとする。
- ウ 茨城県の措置-----【茨城県】
県は、国土交通省常陸河川国道事務所から受けた情報を関係市町村及び関係機関等へ連絡するものとする。
また、大規模な道路災害の発生等に関する連絡を受けた場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な災害規模に関する概括的な情報を収集する。
- エ 石岡市の措置-----【石岡市(総務部)、石岡市消防本部】
大規模な道路災害の発生又は発生する恐れに関する連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行くものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

(2) 道路災害情報等の収集・連絡系統

道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

図 6-2-1-1 道路災害時の連絡系統図



※ 市消防署 の機関で第1報を受けた機関は、他の残りの機関への連絡を行う。

表 6-2-1-1 連絡先一覧

機関名	担当部署	電話番号(夜間・休日の場合)
消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527(宿直室 03-5253-7777)
国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-240-4073(同左)
茨 城 県	消 防 安 全 課	029-301-2896(昼)
	防 災 ・ 危 機 管 理 課	029-301-2885(夜間)
茨 城 県 警 察 本 部	警 備 課	029-301-0110 内線5751(総合当直)
東日本高速道路株式会社 関東支社		03-5828-8181
石 岡 市	都 市 建 設 部	0299-23-1111
石 岡 市 消 防 本 部	警 防 課	0299-23-0119

第2章 災害応急対策計画

第2節 活動体制の確立

1 石岡市の活動体制

(1) 職員の招集体制区分の基準及び内容

職員招集の決定基準は、道路災害の状況等により次のとおり定める。

表 6-2-2-1 活動体制区分 招集体制区分

体制区分	基準	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	道路災害により多数の死傷者が発生する恐れのある場合、道路上での重大事故が発生した場合、又はその他の状況により生活環境部長が必要と認めた場合	災害対策連絡会議を設置する。
非常体制	道路災害により多数の死傷者が発生した場合、又はその他の状況により市長(本部長)が必要と認めた場合	災害対策本部を設置する。

各体制の配備人員については、第2編震災対策編第2章第1節第1「職員招集」に準ずる。

(2) 職員招集体制の決定

ア 警戒体制

道路事故情報、被害情報等に基づく県及び防災関係機関の報告をもとに、総務部長が職員の招集体制区分の決定基準に基づき決定する。ただし緊急を要し、総務部長が不在かつ連絡不能の場合は、総務部次長が代行する。

また、総務部次長が不在かつ連絡不能の場合は、防災危機管理課長が代行する。

イ 非常体制

県及び防災関係機関の報告をもとに、市長が状況を判断し、決定する。ただし、緊急を要し、市長が不在かつ連絡不能の場合は、副市長が代行する。

また、副市長が不在かつ連絡不能の場合は、総務部長が代行する。

ウ 決定者

上記体制の決定者は次のとおりとする。

表 6-2-2-2 各体制の決定者

	決定者	代決者	
		1	2
警戒体制	総務部長	総務部次長	防災危機管理課長
非常体制	市長	副市長	総務部長

(3) 職員の招集体制-----【石岡市(各部)】

第2編震災対策編第2章第1節第1「職員招集」に準ずる。

(4) 災害対策本部等の設置基準等-----【石岡市(総務部)】

ア 災害対策連絡会議設置基準

(ア) 道路事故災害により多数の死傷者が発生する恐れのある場合

(イ) 道路上での重大事故が発生した場合

(ウ) その他総務部長が必要と認めた場合

イ 災害対策本部設置基準

(ア) 道路事故災害により、多数の死傷者が発生した場合

(イ) その他市長が必要と認めた場合

ウ 招集体制基準との対応

災害対策本部及び災害対策連絡会議の設置基準と招集体制基準との対応は第2編震災対策編第2章第2節第1の1「職員の招集体制区分の基準及び内容」に示したとおりである。

(5) 現地災害対策本部の設置-----【災害対策本部】

災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときは、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。

ア 現地災害対策本部の組織

現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

イ 現地災害対策本部の設置基準

(ア) 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合

(イ) 被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合

ウ 現地災害対策本部の分掌事務

(ア) 現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること。

(イ) 現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること。

(6) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等-----【災害対策本部】

第2編震災対策編第2章第1節第2「災害対策本部」に準ずる。

2 道路管理者の活動体制-----【市以外の道路管理者】

市以外の道路管理者は，必要に応じ，道路事故災害対策計画を策定し，第1次的に災害応急対策を実施する機関として，発災後速やかに職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を取るものとする。

3 広域的な応援体制-----【石岡市(総務部)，茨城県，隣接市町村，国，自衛隊】

市内において道路事故による災害が発生し，自力による応急対策等が困難な場合，第2編震災対策編第2章第3節第2「応援要請・受入対策の確保」に準じて，迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに，受入体制の確保を図るものとする。

4 自衛隊の災害派遣-----【石岡市(総務部)，茨城県，自衛隊】

市長は，自衛隊の災害派遣の必要性を道路事故の規模や収集した被害情報から判断し，必要と認められた場合は，直ちに要請するものとする。

なお，自衛隊派遣の要請に際しては，第2編震災対策編第2章第3節第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じて要請するものとする。

第2章 災害応急対策計画

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動-----【石岡市(福祉部)、石岡市消防本部、道路管理者】

市及び道路管理者は、県、警察、自衛隊等の関係機関と連携し、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

また、市消防本部は、大規模な道路災害が発生した場合においては、傷病者の救助・救急活動を迅速に行うとともに、早急な被害状況の把握に努め、必要に応じ県を通じて緊急消防援助隊の派遣を要請するものとする。

2 医療活動-----【石岡市(子育て健康部)、茨城県、医療関連機関】

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、第2編震災対策編第2章第4節第5「応急医療」に準じて、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携の下に、一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第2編震災対策編第2章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

3 消火活動-----【石岡市(都市建設部)、石岡市消防本部】

市及び道路管理者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

市消防本部は、速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

また、市消防本部のみでは十分な消火活動が困難と認めた場合、市消防長は周辺の消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

第4節 緊急輸送のための交通の確保，緊急輸送活動

1 緊急輸送のための交通の確保，緊急輸送活動-----【石岡市(都市建設部)，道路管理者】

緊急輸送に当たっては，現場の警察官，関係機関等からの情報に加え，交通監視カメラ，車両感知器等を活用して，交通状況を迅速に把握するものとする。

また，市は，必要に応じて，緊急輸送を確保するため，直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うことを警察に対して要請するものとする。

なお，交通規制にあたっては，関係機関は，相互に密接な連絡をとるものとする。

第2章 災害応急対策計画

第5節 危険物の流出に対する応急対策

- 1 危険物の流出に対する応急対策-----【石岡市(都市建設部), 石岡警察署, 道路管理者】
道路輸送中における危険物等の流出事故が発生した場合の応急対策は, 第7編危険物等災害対策編に準じて行うものとする。

第2章 災害応急対策計画

第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

1 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動-----【石岡市(都市建設部), 道路管理者】

市及び道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても、緊急点検を実施するものとする。

また、市及び道路管理者及び警察本部は、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域及びその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施し、災害により破損した交通安全施設の早期復旧に努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動-----【石岡市(総務部, 市長公室), 茨城県, 放送事業者, 通信社, 新聞社】

市は、県と協力の上で、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等及び被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。伝達項目を以下に示す。

- ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難指示等の発令及び避難先の指示
- ・旅客及び乗務員等の氏名・住所
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応-----【石岡市(総務部)】

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制整備に努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

第8節 防疫及び遺体の処理

1 防疫及び遺体の処理

-----【石岡市(総務部, 福祉部, 子育て健康部), 茨城県, 医療関連機関】

発災時の防疫及び遺体の処理については, 第2編震災対策編第2章第7節第5「清掃・防疫・障害物の除去」及び同節第6「行方不明者等の搜索」に準じて実施するものとする。